

畜産分野の設備投資に利用可能な主な税制

令和7年7月現在

- 畜産関係の施設整備や機械導入にあたっては、各種の税制特例が利用可能
- 補助事業により導入した施設、機械等にも利用可能

	みどり投資促進税制	スマート農業技術活用投資促進税制	公害防止税制	中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制
活用が想定される場面	・減農薬、減肥料 ・広域的な堆肥の供給	生産性向上のための スマート農業技術の活用	汚水処理施設等の整備	設備投資を行う	生産効率等が向上
対象設備の例	堆肥化施設 等	搾乳ロボット、 エサ寄せロボット 等	汚水処理施設	搾乳ロボット、ハーベスター、トラクター等	
					 
特例内容	所得税・法人税	所得税・法人税	固定資産税	所得税・法人税	所得税・法人税
	特別償却（機械等は価格の32%、建物等は16%）	特別償却（機械等は価格の32%、建物等は16%）	課税標準を1/3～2/3（市町村の条例で定める割合）に軽減	①特別償却（価格の30%） 又は ②税額控除（価格の7%）	即時償却 又は 税額控除（価格の①7%または②10%）
条件	環境負荷低減事業活動実施計画 特定環境負荷低減事業活動実施計画基盤 確立事業実施計画 の認定	生産方式革新実施計画の認定	—	—	経営力向上計画の認定
対象法人	すべての法人等	すべての法人等	暫定排水基準が適用されている事業者 （総面積50m ² 以上の豚房を有する事業者）	中小企業者等 ①資本金額1億円以下 ②資本金額3000万円以下	中小企業者等 ①資本金額1億円以下 ②資本金額3000万円以下
対象資産	機械、建物（機械等と一体的に導入するもの）等	機械（7年以内に販売されたもの）、 建物（機械等と一体的に導入され、 導入した機械等の効果を発揮するために必要不可欠なもの）等	汚水処理施設	機械・装置 （160万円以上）等	機械・装置 （160万円以上）等
その他	利用する場合は 青色申告が必要	利用する場合は 青色申告が必要	—	利用する場合は 青色申告が必要	利用する場合は 青色申告が必要
問合せ先	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html#zeisei （大臣官房環境バイオマス政策課）	https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/houritsu-138.pdf （農産局技術普及課）	https://www.maff.go.jp/j/aid/zeisei/nou/attach/pdf/index-97.pdf （畜産局畜産振興課）	https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyo/ukigyoutousisokusinzeisei.html （中小企業庁HP）	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kyoka_zeisei.html （中小企業庁HP）

本資料の問合せ先：畜産局企画課金融税制班（03-3502-5981）